

業務用季節別契約選択約款

令和2年8月1日 実施

松本ガス株式会社

目 次

1. 目 的	2
2. 選択約款の変更	2
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	3
5. 契約の締結及び契約期間	3
6. 使用量の算定及びお知らせ	4
7. 料金	5
8. 単位料金の調整	5
9. 名義の変更	6
10. 契約の変更又は解約	7
11. 契約条件の未達時又は契約中途解約時における取扱い	7
12. 本支管工事費の精算	8
13. 緊急調整時の措置	8
14. その他	9
付 則	9
(別 表) 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	9
2. 業務用季節別契約料金表	10

1. 目的

この選択約款は、主に業務用等でご使用いただくお客さま向けに、ガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件を定めたものです。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとの料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(2)及び(3)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(3)に定める場合を除きます。
- ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- (3) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1)「契約最大時間流量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。
- (2)「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4)「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (5)「最大需要期」とは、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）の4か月をいいます。
- (6)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し

ます。(小数点以下切捨て。)

$$\text{契約年間} \quad \text{契約月平均使用量} \\ = \frac{\quad}{\quad} \times 100 \\ \text{負荷率} \quad \text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}$$

(7)「契約最大時間流量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大時間流量で除したものをいいます。(小数点以下切捨て。)

(8)「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。

(9)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(10)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

(1) ガスメーターの能力及び契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。

(2) 契約最大時間流量倍率が600倍以上であること。

(3) 契約月平均使用量が670立方メートル以上であること。

(4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社(導管部門)が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結及び契約期間

(1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた業務用季節別契約料金1種、業務用季節別契約料金2種、業務用季節別契約料金3種のいずれかを当社と契約していただきます。

(2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづきお客さまの過去の実績、同一業種の操業度、及び使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

① 契約最大時間流量

- ② 契約年間使用量
 - ③ 契約月平均使用量
 - ④ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものとしたします。
- (4) お客さまがこの選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約され、その後同一需要場所において新たにこの選択約款又は他の選択約款にもとづく契約の申し込みをなされた場合、新たに申し込みをされた契約の開始日が、当該契約の当初契約期間満了予定日から1年に満たない日となる場合には当社はその申し込みを承諾できない場合があります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (5) お客さまの契約期間における使用実績が4の適用条件を満たさなかった場合には、当該契約期間の満了日から1年間、当社はこの選択約款又は他の選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、この選択約款にもとづく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款にもとづく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (7) 当社は、お客さまが当社とその他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。
- (8) 当社は、1需要場所について、1つのガス使用契約を締結いたします。

6. 使用量の算定及びお知らせ

- (1) 当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、その使用量は、次により当社（導管部門）が算定いたします。
- ①前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。
 - ②ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。
 - ③前回の検針日以降、今回検針日までに解約を行った場合には、前回の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

- (2) 当社は、(1)の規定により当社(導管部門)から使用量の通知を受けたときは、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約最大時間流量は原則として当社(導管部門)がガスメーターにより算定いたします。この場合、契約最大時間流量はそのガスメーターの能力(ガス小売供給約款12-1(4)④なお書きの規定により、ガスメーターを2個以上設置しているお客さまについては、そのガスメーターの能力の合計)といたします。
- (4) ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以上であり、お客さまが希望される場合には、当社が負荷計測器を設置し、当社が負荷計測器により実績最大時間流量を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。
- (5) 負荷計測器本体費用は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 + 0.077円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.077 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記算定によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

54,690円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9711 \\ & + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0460 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) お客様は、2(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) 当社に契約違反があった場合は、お客様のお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (4) お客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、当社はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。

11. 契約条件の未達時又は契約中途解約時における取扱い

5(3)を適用してこの選択約款にもとづく契約を締結しているお客様が(1)から(3)に該当する場合、当社は(1)から(3)それぞれの規定にもとづき料金の精算を行います。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 契約期間満了時の実績年間負荷率〔(契約期間における1か月あたり平均実績使用量/契約期間における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量)×100(小数点以下切捨て)をいいます。〕を当該契約の契約年間負荷率に読み替えた場合に適用される基準単位料金が、当該契約に定めた基準単位料金を上回る場合、当社がやむをえないと判断した場合を除き、当社は次の算式によって算定する精算額を原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{単 位 料 金} \\ \text{精 算 額} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約期間における実績} \\ \text{年間負荷率を契約年間負荷} \\ \text{率に読み替えた調整単位料} \\ \text{金にもとづいて算定した、こ} \\ \text{の選択約款に規定する当該} \\ \text{契約期間における各月の料} \\ \text{金相当額の合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{この選択約款に規定する当} \\ \text{該契約期間における各月の} \\ \text{料金の合計額} \end{array} \right)$$

- (2) 契約期間満了時の実績が4(2)又は4(3)の条件を満たさなかった場合、当社がやむをえないと判断した場合を除き、当社は次の算式によって算定する精算額を原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{適用条件} \\ \text{未達精算額} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約期間における実績} \\ \text{使用量及び調整単位料金に} \\ \text{もついで算定した、ガス小} \\ \text{売供給約款に規定する料金} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{この選択約款に規定する} \\ \text{当該契約期間における各} \\ \text{月の料金の合計額} \end{array} \right)$$

(3) 当社は、契約の解約が①又は②の場合を除き、次の算式によって算定する精算額を原則として解約の日が属する月に申し受けます。

① 10(1)の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合

② 10(2)、10(3)の規定による解約の場合

$$\begin{array}{l} \text{契約途中解約} \\ \text{精算額} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{解約日までの各月の実績使} \\ \text{用量及び調整単位料金にも} \\ \text{もついで算定した、ガス小} \\ \text{売供給約款に規定する料金相} \\ \text{当額の合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{この選択約款に規定する解} \\ \text{約日までの料金の合計額} \end{array} \right)$$

12. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

13. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立ってお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表2の料金表(1)の基本料金を次の算式によって割引いたします。

$$\begin{array}{l} \text{(1)} \\ \text{定額基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定期基本} \\ \text{料金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

$$\begin{array}{l} \text{(2)} \\ \text{流量基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \times \frac{\text{契約最大} \\ \text{時間流量}}{\text{}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

14. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和2年8月1日から実施いたします。

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単価料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下端数切り捨て。)
- ①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 業務用季節別契約料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1か月につき	31,900.00円
--------	------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	818.98円
------------	---------

(2) 基準単位料金

①契約年間負荷率が75パーセント以上の場合

料金表その1を適用いたします。

②契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合

料金表その2を適用いたします。

③契約年間負荷率が65パーセント未満の場合

料金表その3を適用いたします。

	その他期(1立方メートルにつき)	冬期(1立方メートルにつき)
料金表 その1	108.03円	114.92円
料金表 その2	114.50円	121.79円
料金表 その3	122.33円	130.14円

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。